

## 二八 国の免除に関するヨーロッパ条約

バ 条約（ヨーロッパ国家免除条約）（抄）

署名 一九七一年五月一六日（バーゼル）

効力発生 一九七六年五月一日

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国は、実現することであることを考慮し、当該他の國の裁判所において國が免除を主張することができる事例を制限する傾向が國際法に存在する事実に留意し、その國の國の裁判所の管轄権からの免除の範囲に関する共通の規則を相互間において樹立することを望みかつ、他の國に対して下された判決の遵守を確保することを目的として、欧州評議会の加盟国が法の分野で行う調和作業の進展に資するであろうことを考慮して、以下のとおり合意した。

### 第一章 管轄権からの免除

#### 第一条〔訴訟の提起及び反訴〕

1 他の締約国の裁判所において訴訟を提起し又はこれに参加する締約国は、これらの訴訟に関して当該他の締約国の裁判所の管轄権に服する。

2 このような締約国は、次のいずれかの反訴に関しても他の締約国から免除を主張することができない。

(a) 本訴の請求が基礎をおく法的関係又は事実から生じるとき。

(b) この条約の諸規定によれば、これらの裁判所において別個の訴訟が提起された場合においてその締約国が反訴に關して免除を援用する権利を有しないとき。

3 他の締約国の裁判所における訴訟で反訴を行う締約国は、反訴に關してだけなく本訴の請求に關しても、当該他の締約国の裁判所の管轄権に服する。

第二条 免除の放棄 締約国は、次のいずれかの形で他の締約国の裁判所の管轄権に服すことを約束した場合は、当該他の締約国から免除を主張することができない。

(a) 国際協定によつて契約に含まれる明文の規定によつて、又は当事者間において紛争が発生した後に与えられた明示の同意によつて。

第三条 瞬示の放棄 1 締約国は、免除を主張する以前において、本案にかかる手続についてなんらかの措置をとる場合には、他の締約国の裁判所の管轄権を主張することができない。ただし、当該他の締約国は、そのような措置をとった後に至るまで免除の主張が依拠することができる事実を知ることができなかつたことを裁判所に對して説明する場合には、可能な限り速やかにこのことを行う限りにおいて、このような事實に基づく免除を主張することができる。

#### 第二条〔法廷地で履行されるべき契約〕

1 第五条の規定に従うことを条件として、締約国は、訴訟が契約によれば法廷地国の領域において履行されるべき当該締約国の義務に係るものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することをできない。

2 1は、次の場合は適用しない。

##### 合意

(a) 国の間で締結された契約の当事者が契約当事者が書面により別段の合意を行つた場合

(b) 個人の間で雇用契約によるものであつて、業務が法廷地国の領域において行われるべきものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

##### 個人の間で雇用契約によるものであつて、業務が法

廷地国の領域において行われるべきものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

2 1は、書面による別段の合意がある場合には適用しない。

#### 第六条〔会社等への参加〕

1 締約国は、所在地登録された事務所又は主たる営業の場所を法廷地国の領域に有する会社、組合又はその他の法人に一又は二以上の私人とともに参加する場合であつて、訴訟がこの参加から生じる事項に關して当該国を一方の当事者とし当該法人又はその他のいずれかの参加者を他方の当事者とする關係に係るものである場合には、他の総合国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

2 1は、書面による別段の合意がある場合には適用しない。

#### 第七条〔法廷地にある事務所等を通じる営業活動〕

1 締約国は、法廷地の領域に事務所代理店又はその他の施設を所有し、かつそれを通じて私人と同じ方法によつて工業上、商業上又は金融上の活動に從事する場合であつて、訴訟がこれらの事務所、代理店又は施設の活動に係るものである場合には、他の総合国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

2 1は、書面による別段の合意を行つた場合には、当事者が書面により別段の合意を行つた場合には、適用しない。

#### 第八条〔無体財産権〕

1 締約国は、訴訟が次の事項に係るものである場合には、他の総合国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

(a) 特許、工業デザイン、商標サービスマーク又はその他の類似の権利であつて、法廷地国において通用され登録され若しくは寄託され又はその他の形で保護され、かつそれに関連して当該国が申請者又は所有者であるもの

(b) 法廷地国の領域において第三者に属する(a)に該當する場合、ただし、法廷地国の法によればその裁判所が、訴訟を理由として排他的管轄権を有する場合は、この限りでない。

2 1は、すべての紛争当事者が国である場合には、当事者が書面により別段の合意を行つた場合には、適用しない。

権であつて法廷地国において保護されるものに對して、当該国が行つたと主張される侵害

(d) 法廷地国において商号を使用する権利

第九条(不動産)締約国は、訴訟が次のものに係る場合

であつて、当該財産が法廷地国の領域内にある場合には、他の締約国が法廷地国の領域内に有すると主張し、かつ訴訟が当該締約国に対しても提起されたならば免除の資格を有する事案にあつては、

(a) 当該国の不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有、又は、

(b) 不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有から生じる当該国の義務。

第一〇条(相続、贈与等)締約国は、訴訟が相続、贈与又は無主物先占によつて生じる動産又は不動産に関する権利に係るものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄權からの免除を主張する権利を有する。

第一一条(損害賠償)締約国は、人に對する侵害又は有体財産に対する損害の救濟であつて、侵害又は損害を生ぜしめた事が法廷地国の領域で発生し、かつこれが当該領域に存在したものに侵害又は損害が當該領域の裁判所の管轄權からの免除を主張する者がある場合には、主張する事案においては、

他の締約国の裁判所の管轄權からの免除を主張することができない。

一二条(仲裁合意)I 締約国が民事若しくは商事の事項から生じるに又は生じることによる紛争を仲裁するべきで、あつた法とは異なる法を適用することによつて、これらの規則が決定する法を適用することによって到達するべき結論とは異なる結果に到達した場合、

たゞし、締約国は、法廷地国との間で、判決の承認及び執行に關する合意によつて拘束され、かつ判決が管轄権及び適当な場合には、上の(a)及び(b)に定める拒否の根拠を援用することができない。

二条(判決の不履行)I 締約国に對して敗訴の判決が下され、かつ当該締約国がこの判決を履行しない場合には、判決を援用することができる。

二〇条の適用の範囲においては、上(a)及び(b)に定めた問題について、当該締約国の財産のある裁判所の決定を受ける資格を有する敗訴判決を受けた国もまた、その国の法がこれを認める場合には、この裁判所を再審理してはならない。

三(4略)

第二条(和解の履行)I 第二三条(強制執行の免除)I 締約国は、他の締約国の領域においていかなる強制措置又は予防措置もとらねばならない。ただし、当該締約国がいすれかの特定の事件において書面により明文をもつてこのことに同意した場合には、この同意の範囲内においては、この限りではない。

第四章 選択規定

第一条(非締約国が免除されない場合)I 第二五条(第二四条の宣言を行つた場合)I

第二四条(非締約国が免除されない場合)I 第二五条(第二四条の宣言を行つた場合)I

の限りでない。

2 1は、国際間の仲裁合意には適用しない。

第三条(第一一条の適用除外)I 締約国が、他の締約国との間に於ける訴訟が次のものに係る場合

であつて、当該財産が法廷地国の領域内に有する場合には、他の締約国の裁判所の管轄權からの免除を主張することができない。

(a) 当該国の不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有、又は、

(b) 不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有から生じる当該国の義務。

第一〇条(相続、贈与等)I 締約国は、訴訟が相続、贈与又は無主物先占によつて生じる動産又は不動産に関する権利に係るものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄權からの免除を主張する権利を有する。

第一一条(損害賠償)I 締約国は、人に對する侵害又は有体財産に対する損害の救済であつて、侵害又は損害を生ぜしめた事が法廷地国の領域で発生し、かつこれが当該領域に存在したものに侵害又は損害が當該領域の裁判所の管轄權からの免除を主張する者がある場合には、主張する事案においては、

他の締約国の裁判所の管轄權からの免除を主張することができない。

一二条(仲裁合意)I 締約国が民事若しくは商事の事項から生じるに又は生じることによる紛争を仲裁するべきで、あつた法とは異なる法を適用することによつて、これらの規則が決定する法を適用することによって到達するべき結論とは異なる結果に到達した場合、

たゞし、締約国は、法廷地国との間で、判決の承認及び執行に關する合意によつて拘束され、かつ判決が管轄権及び適当な場合には、上の(a)及び(b)に定めた問題について、当該締約国の財産のある裁判所の決定を受ける資格を有する敗訴の根拠を援用することができない。

二条(判決の不履行)I 締約国に對して敗訴の判決が下され、かつ当該締約国がこの判決を履行しない場合には、判決を援用することができる。

二〇条の適用の範囲においては、上(a)及び(b)に定めた問題について、当該締約国の財産のある裁判所の決定を受ける資格を有する敗訴の根拠を援用することができない。

三(4略)

第二条(和解の履行)I 第二三条(強制執行の免除)I 締約国は、他の締約国の領域においていかなる強制措置又は予防措置もとらねばならない。ただし、当該締約国がいすれかの特定の事件において書面により明文をもつてこのことに同意した場合には、この同意の範囲内においては、この限りではない。

第四章 選択規定

第一条(非締約国が免除されない場合)I 第二五条(第二四条の宣言を行つた場合)I

第二四条(非締約国が免除されない場合)I 第二五条(第二四条の宣言を行つた場合)I

7 4 6 (略) 締約国が出廷しなかつた場合には、訴訟を提起する文書が2に従つて送付されたこと、並びに4及び5が定める出廷の期限が遵守されたことが証明され、そのものにおいて、訴訟であると主張し、かつ訴訟が当該締約国に對する欠席裁判によつて判決を下すことができる。

第七条(保証金等)I 第一八条(証明の不開示)I

第二〇条(判決の履行)I 締約国は、次の場合に他の裁判所が下した敗訴判決を履行する。

(a) 第一条から第三条までの規定に従つて、当該国が他の締約国が当該財産に権利又は利益を有する。当該裁判所は、該締約国が当該締約国が出席しない場合に、その文書を外交経路を通じて被告たる国の外務省宛に、發出については適切な場合には、権限のある当局宛に送付する。

—訴訟を提起する文書の原本又は写し

—訴訟において被告であった国に對して欠席裁判によつて下された判決の写し

判決によつて下された判決の写し

これらの文書には、被告たる国の公用語又は公用語の翻訳を添える。

2 2にいう文書の送達は、外務省がこれらを受領することによつて行われたものとみなす。

第一六条(文書の送達)I 締約国に對する他の締約国との裁判所における訴訟においては、次の規則を適用する。

1 法廷地国の管轄權からの免除の資格を有する当局は、次に文書を外交経路を通じて被告たる国の外務省宛に送付する。

—訴訟を提起する文書の原本又は写し

—訴訟において被告であった国に對して欠席裁判によつて下された判決の写し

判決によつて下された判決の写し

これらの文書には、被告たる国の公用語又は公用語の翻訳を添える。

3 2にいう文書の送達は、外務省がこれらを受領することによつて行われたものとみなす。

第二章 手続規則

第一六条(文書の送達)I 締約国に對する他の締約国との裁判所における訴訟においては、次の規則を適用する。

1 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

2 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

3 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

4 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

5 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

6 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

7 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

8 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

9 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

10 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

11 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

12 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

13 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

14 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

15 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

16 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

17 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。

18 法廷地国に對する訴訟においては、次の規則を適用する。